

No.15 2002年6月発行

淀川水系 流域委員会 淀川部会ニュース

<http://www.yodoriver.org>

CONTENTS

第15回淀川部会の内容……………P.1

これまで開催された委員会および部会等について……………P.10

当日資料の閲覧・入手方法……………P.11

平成14年5月27日(月) 第15回淀川部会が行われました。



【大阪会館にて】

第15回淀川部会 委員リスト

2002.5.29現在
(五十音順、敬称略)

	氏名	対象分野	所属等	備考(兼任)
1	有馬 忠雄	植物	大阪府 自然環境保全指導員	-
2	今本 博健	洪水防御(河川工学、水理学)	京都大学 名誉教授	委員会
3	大手 桂二	砂防	京都府立大学 名誉教授	-
4	荻野 芳彦	農業関係(農業水利)	大阪府立大学大学院農学生命科学研究科 教授	-
5	川上 聡	地域の特性に詳しい委員 (水環境保全ネットワーク・市民活動)	川の会・名張 事務局、近畿水の塾幹事	委員会
6	紀平 肇	動物	清風学園 講師	-
7	小竹 武	地域の特性に詳しい委員	大阪市立十三中学校 校医、 小竹医院 院長、 淀川ネイチャークラブ 会長	-
8	田中 真澄	地域の特性に詳しい委員 (自然哲学)	岩屋山志明院 住職 鴨川の自然をはぐくむ会 代表 市民投票の会 共同代表	-
9	谷田 一三	動物 (河川生態学、昆虫分類系統学)	大阪府立大学総合科学部 教授	委員会
10	塚本 明正	地域の特性に詳しい委員 (幅広い分野の人のネット とコーディネイト)	川とまちのフォーラム・京都 世話役	委員会
11	寺田 武彦 (部会長)	法律	弁護士 日弁連公害対策・環境保全委員会 元委員長	委員会
12	長田 芳和	動物	大阪教育大学教育学部 教授	-
13	原田 泰志	漁業関係	三重大学生物資源学部 助教授	-
14	榎村 久子	地域・まちづくり (地域計画・景観文化論)	京都女子大学現代社会学部 教授 (社)なら女性フォーラム 副理事長	-
15	榊屋 正 (部会長代理)	地域の特性に詳しい委員	地球環境関西フォーラム 事務総長	委員会
16	山岸 哲	動物	財団法人 山階鳥類研究所 所長	-
17	山本 範子	地域の特性に詳しい委員	流域住民	-
18	和田 英太郎	水質(同位体生態学)	総合地球環境学研究所 教授	-
19	渡辺 賢二	水環境	上桂川漁業協同組合 元事務局長	-

部会長からの依頼により出席されている淀川部会以外の委員

	氏名	対象分野	所属等	備考(所属会議)
-	倉田 亨	農林漁業	近畿大学 名誉教授	委員会・琵琶湖部会

注:対象分野欄の()は委員の専門を示しています。

第15回淀川部会の内容

14名の委員が出席して、審議が行われました。淀川部会の中間とりまとめの内容について、河川管理者と委員による質疑応答と意見交換、また今後の部会の活動について議論が行われました。

第15回淀川部会(2002.5.27開催)結果報告	2002.5.29庶務発信
開催日時:2002年5月27日(月)13:30~16:30 場 所:大阪会館 Aホール	
<p>1 決定事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次回第16回淀川部会は、6月24日(月)13:30~16:30に開催する。本日に引き続き中間とりまとめの利水関連について河川管理者との意見交換を行い、その後、利用および環境について行う。 ・中間とりまとめに関する地方自治体や流域住民からの意見聴取については、部会長、部会長代理、庶務で案を作成し、各委員にご意見を伺った上で第16回淀川部会(6/24)または第4回部会検討会(6/16)にて議論を行う。 <p>2 審議の概要</p> <p>第14回淀川部会以降の部会の活動の報告</p> <p>第14回部会以降に開催された作業部会や部会検討会、論点別WGの議論内容が説明され、淀川部会中間とりまとめに関する経緯について報告が行われた。</p> <p>第10回委員会(2002.4.26開催)、第11回委員会(2002.5.15開催)の報告</p> <p>資料1-1「第10回委員会結果概要(暫定版)」、資料1-2「第11回委員会結果報告」を用いて、委員会の中間とりまとめに関する意見交換の概略等について報告が行われた。</p> <p>淀川部会中間とりまとめに関する河川管理者との意見交換</p> <p>資料2-2「淀川部会中間とりまとめに対する河川管理者からの質問020515」を用いて意見交換が行われた。治水・利水の主要な論点(ダムや狭窄部の問題、水需要管理等)に関する質問を中心に意見交換が行われた。</p> <p>今後の活動について</p> <p>一般からの意見聴取方法や頂いた意見の整理等について意見交換が行われ、上記「1.決定事項」のとおり決定された。</p> <p>一般からの意見聴取</p> <p>一般傍聴者からの発言はなかった。</p>	

このお知らせは委員の皆様には主な決定事項などの会議の結果を迅速にお知らせするため、庶務から発信させて頂くものです。発言の詳細については「議事録」を参照下さい。

淀川部会中間とりまとめに関する委員と河川管理者の意見交換より

第15回淀川部会では、資料2-2「淀川部会中間とりまとめに対する河川管理者からの質問020515」を用いて、河川管理者と委員による意見交換が行われました。以下に、当日に議論された質問と意見交換の内容を、後にまとめた資料より抜粋して掲載いたします。

淀川部会中間とりまとめに関する委員と河川管理者との意見交換の概要

<はじめに>

部会長：中間とりまとめでは「治水」「利水」「利用」「環境」の各項目ごとに、理念の転換が強く述べられています。今後は、この理念の転換を河川整備計画に具体的に反映させていくために、議論を行っていかねばなりません。本日は、その出発点です。淀川部会では、中間とりまとめに対する河川管理者からの質問について、「治水」「利水」「利用」「環境」の主要な論点について意見交換していきたいと思います。各質問の細かい部分については、時間があれば議論したいと思います。

1. 「治水」をめぐる意見交換

中間取りまとめでの治水の方針は従来の治水の考え方と同じではないか？

(15)「現実問題として、水害を完全に防止することは出来ない」という認識のもとで、「治水対策としては、防止対策を進めるとともに、軽減対策も実施しなければならない」ということを意味している。

「防止対策」とは2-1の安全神話にある「想定した規模以下の洪水に対して水害の発生を防止する」のことで理解してよろしいでしょうか。

淀川ではこれまで1/200降雨による洪水を想定した規模として計画をたてて、築堤、河床掘削、ダム建設等を実施してきました。

「防止対策を進めるとともに、軽減対策を実施する」とは従来どおり1/200規模の想定洪水を防止することを進めるとともに、併せて超過洪水対策として高規格堤防、堤防強化や整備途上における対策を行い、住民への危険性の周知や洪水発生時の人的被害軽減方策を実施する。すなわち、従来どおりの考え方を進めつつ、超過洪水や整備途上段階に対する軽減対策をさらに実施すると理解してよろしいのでしょうか

「委員会中間とりまとめ4-1(1)」には「今後はいかなる降雨においても壊滅的被害の回避を優先的に考える」とあり、優先実施の考え方が本部会と違いが感じられます。部会の考え方を詳細にお教えください。

河川管理者：この文章はつまり、「1/200降雨による洪水を想定した被害防止対策を行いつつ、超過洪水対策として高規格堤防や堤防強化を行っていく」ということなのでしょう。もしそうだとすれば、従来の河川整備の考え方とほとんど同じだと思います。

委員：1/200降雨による洪水を完全に防止することは、おそらく今後、数十年では実現できな

いでしょう。であれば、やはり壊滅的被害の回避を優先せざるを得ません。もちろん、だからといって、壊滅的ではない軽度の被害ならよい、ということでもありません。そういうことを言いたかったのです。



「ダムや堤防に頼らない治水」と「堤防の補強」は矛盾していないか？

(16)高規格堤防の完成には多くの困難を伴うため、当面の対策として、堤防の強度の増加を図ることも重要である。

「委員会中間とりまとめ」では

現状とその背景に「脆弱で高い堤防の存在とあいまって、かえって破堤時の危険性を大きくしている」

流域整備の変革の理念の「川と人との関わりの変革」に「川を制御し拘束するという考え方から…共生する考え方へ」

4-4(2)生物の成育にある「高くなった堤防は川と流域との横断方向の連続性を阻害」等の考えを示して頂いていますが、高く脆弱な堤防に対して破堤回避を行う方策として、堤防の強度増加だけではなく、土地利用や社会制度政策と相まって堤防自体を低くしてリスク分散を図るという考え方をしてもよろしいでしょうか。

また、堤防補強は当面の対策であって基本的にスーパー堤防を優先すべきであるという認識でよろしいでしょうか。

河川管理者：この文意は「スーパー堤防を基本にした破堤対策を行っていくが、現在は困難だから、当面は堤防の補強を行っていく」ということなのでしょう。つまり、基本的にはスーパー堤防を優先していくといった抜本的な破堤対策を行っていく、ということでしょうか。

委員：スーパー堤防ありきではなく、スーパー堤防も選択肢の1つなのです。ほかにもいろいろな方法の中から、最適な方法を選ぶべきではないかと考えます。その中には当面の対策としての「堤防の補強」もあるでしょう。

河川管理者：わかりました。しかし、ここで疑問が生じます。この委員会では、従来の治水対策からの大きな転換として「ダムや堤防に頼らない治水対策」について議論されてきました。これと「堤防の補強」は矛盾しているのではないのでしょうか。

部会長：これまでの治水対策は間違いなく、ダムや堤防に頼ったものでした。ダムや堤防で洪水を川に封じ込めてきました。しかし、これは環境に対して非常に負荷の高いやり方でした。もちろん、この状況を見直すために出された河川審議会の答申に応える形で、環境に配慮した総合治水対策が実施されるようになりました。ただ、この総合治水対策も結局のところは、ダムや堤防による治水・利水のプラスとして環境を考慮しただけで、基本的には従来から何も変わっていません。そうではなく、ダム・堤防はあくまでも総合治水対策の中の1つで、決して中心ではない、全体の中の1つなのだという発想に変えていかなければならないのです。「ダムや堤防に頼らない」には、そういった思いが込められているのです。

委員：さらに付け加えれば、これまではダム・堤防といった構造物に頼っていたが、これからは、構造物に頼らない対策が重要になってきます。そもそも日本人は歴史的に見て、非常に多くの洪水被害を受けてきたため、水防団や遊水池といった堤防に頼らない方法で、洪水を受け止めてきました。しかし、ダム・堤防ができたことによって、今やこれらが機能なくなっています。今後は、こういった構造物に頼らない治水対策も重要で、整備計画に盛り込んで欲しいと思います。

河川管理者：わかりました。つまり、こういう理解でよろしいでしょうか。ダム・堤防だけに頼らずに、土地利用の改善や社会制度によって地域でリスクを分散して洪水を受け止めるべきである。しかし、私たちのすぐ目の前には、脆弱で危険な堤防がある。土地利用や社会制度がすぐには変えられない以上、当面の間は堤防の補強はきちっとやっていくべきである。

委員：それで結構です。

河川管理者：少し突っ込んだ質問になります。例えば、洪水時に上流部で水があふれば、下流部の安全度は高まります。こういった流出的な安全システムも重要だと思います。そこで、もしも、先ほど話に出ました遊水池や土地利用による洪水対策が整えば、上流部の堤防を切り下げて、下流部の治水安全度を高めるということもあり得ると思うのですが、いかがでしょうか。

委員：堤内地の土地利用に河川管理者が関与できるのであれば、あり得るのではないかと思います。むしろ、そうしていかなければ、これまでの治水対策を転換できないのではないのでしょうか。具体的なことは、短時間で検討することはできなかったが、考え方としてはありうるんだと。

ダムも選択肢のひとつではないか？

(17)ダムによる洪水調節は、自然環境を破壊する恐れが大きいと、原則として採用しない。他の工法の採用が困難で止むを得ず採用する場合は、自然環境について十分な配慮をしなければならない。

ダムが自然環境を大きく改変することは理解しますが、「ダムによる洪水調節」が極めて有効な場合もあります。個別のダム毎に効果、影響を徹底的に検討して採用の総合判断をすべきと考えますが、ここで一般論として「原則として採用しない」理由は何でしょうか。

また、既存施設の対応については、治水・利水・環境を総合的に勘案して、操作運用の検討を今後実施し、洪水調節を位置付けて、継続的に実施してもよろしいでしょうか？

河川管理者：ダムは「原則として採用しない」と非常にはっきり述べられています。しかし、ダムによる洪水調節が有効な場合もあります。ですから、個々のダムごとに自然環境への影響を分析した上で、ダムの可否について判断すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

委員：「原則として採用しない」だけでなく、次の文章もよく読んでください。「他の工法の採用が困難で止むを得ず採用する場合は、自然環境について十分な配慮をしなければならない。」とあります。ダムの適地が少ないこと、環境問題が大きくクローズアップされていることなどを考えると、まず、ダム以外の方法を徹底的に検討して、それでもダム以外に選択肢がなく、そのことを地域住民や社会に十分に説得できるのであればダムを選択することも考えられるでしょう。「原則」はそういう意味です。

部会長：実はこの部分は、委員会の中間とりまとめと大きく違っているところなのです。率直に言えば、委員会の文章はわかりにくい。それに較べて、本部会は非常にはっきり述べています。ですから、ここについては異論をお持ちの委員もおられるでしょう。

河川管理者：これまで私たちは、ダムも含めた様々な選択肢の中からメリット・デメリットを考慮して最適だと思える方法を選択してきました。しかし、本部会の中間とりまとめでは「原則としてダムは採用しない」となっています。ダムは、はじめから、メニューには入っていないのです。どうしても他の手段がない場合に初めてダムという選択肢を考慮することができるということになっています。これはこれまでの方法と大きく違います。

部会長：本部会は「ダムや堤防には頼らない」と明確に言っています。委員会の中間とりまとめもこの点を明確にしなければならないと思います。

委員：ダムは洪水対策として大きな役割を担ってきたことは確かです。その一方で、環境・地域社会・財政に非常に大きな負荷を与えました。今後ダムを新たに建設するためには、よほどの必要性と社会への説得が不可欠です。ある意味においては、洪水調節のために必要なダムは、管内においては、もうつくられてしまったのではないのでしょうか。

河川管理者：事実関係について説明します。200年に1回の雨が降ったときに枚方地点において17,000m³/sの水が流れてくると予測され、昭和46年にできた工事実施基本計画では、これを上流のダムで5,000m³/sカットして12,000m³/sにすることになっています。5,000m³/sカットできるだけのダムが完成しているかというところ約半分のダムが完成しています。つまり、治水容量だけでいくとあくまでも数字の上では、今まで造ってきたダムと同じくらいのダムが必要ということになります。

委員：そういう考え方自体を変えて頂きたい。

河川管理者：事実関係を言ったままで、洪水をコントロールするといったことから河川に生かされるということが大きな流れであることから、施設だけに頼ることはこの流れに沿っていないことは承知しています。この意図はあくまで原則であって、ダムを計画に載せるにはよほどの覚悟をして、きちっと説明できるものをもって来いということと理解させていただくことでよろしいか。

委員：数値だけではなく、地域によっては、ダム以外に選択肢がないかもしれないし、地域の住民がダムを要望するかもしれません。ただ、最終的にダムしかないとなったとしても、そこに辿り着くまでの努力が大切だと思います。地域住民や国土交通省だけではなく、関係省庁等も含めて、よりよい河川環境のためにダムが必要ないように努力する必要があります。河川環境をこれ以上悪化させないと言う努力をしないとダムの議論はしてはいけないと思います。

委員：ダムという手段は、人間の暮らしにも影響を与えてきました。これをもう一度問い直すという意味が「原則として採用しない」には含まれていると思います。河川管理者がダムを造る場合にはよほど覚悟してやれよ、ということは住民側も、意見を言うのであればよほど覚悟して言えよと言うことです。

委員：水源山地の地権者の意識が非常に大切です。「ダムや堤防に頼らない」ためにも、森林の保水能力を高めるために地権者の意識をどう高めるか、そのために地方自治体とどう連絡を取っていくか、そういったことを考慮したら、この表現が適切であるという気がします。

河川管理者：私たちは、ダムを「原則として採用しない」と言い切る必要があるのか、そこに疑問を抱いているのです。ダムも選択肢の1つなのではないでしょうか。地域によっては、ダムが非常に有効な場合もあります。これから私たちは河川整備計画の原案をつくるわけですが、その中でダムによる計画案をつくってみて、それから、その必要性を議論すればいいと思うのです。

委員：昭和までにつくられた物質循環を遮断してしまうようなダムとは違って、今後は放水方式の改善や魚道の設置等々、生態系を乱さないための工夫が施されると思います。そういった説明をしてもらえれば、ダムを認めざるを得ないという答えが出てくるかも知れません。確認したいのですが、ダムをつくる際には、生物多様性を確保していくことが大前提となっているわけですね。

河川管理者：やむを得ずダムをつくる場合においても、また、現在あるダムについても、濁水問題、自然環境に対する影響等々を最大限配慮しています。

部会長：皆さんに議論して頂いていることは、平成9年の河川法改正の核心の部分なのです。実は、河川法が改正されたにもかかわらず、先ほど話に出ました昭和46年の工事実施基本計画がまだ生きているわけです。これを大きく転換していかなければならないと思います。だからこそ、これからつくっていくとして新しい河川整備計画にどれだけ具体的にその転換を盛り込んでいけるのかが、極めて大きな問題なのです。

そのためにはやはり、原則的には「ダムや堤防に頼らない」から出発すべきです。しかし、様々な対策を検討した結果、場合によってはやむを得ずダムが必要になるかもしれません。ただ、それはこれまでの「治水のためにダムが必要だ」といった議論とは全く質が違うと思います。ですから、ダムは「原則として採用しない」の「原則」はいったいどこまでなのか、といった議論があったとしても、それには意味がないと思います。当部会が一番大事なこととして言いたいのは、大きな転換を皆が意識しなければならぬ、ということだと思っています。



2. 「利水」(水需要管理)をめぐる意見交換

「取水の限界」とはどのようなもので、琵琶湖・淀川現在の水準は？

(10) これまでの水資源計画は需要に応じて供給量を確保しようとするものであったが、河川からの取水量には自ずから限界があるため、

河川からの取水の限界をどのように考えればよいのかお教え下さい。

河川管理者：「取水の限界」について、共通認識を持っておかなければならないと思います。現在、淀川水系の取水量は「取水の限界」を超えているのでしょうか。そもそも、これはどういった観点からの「限界」なのでしょう。はっきりさせておく必要があります。あくまでも例えの話です。水は有限であるといっても、洪水時に流れる大量の水をダムで貯めれば取水の限度量はあがる、つまり、ダム等によって流況を安定化している、とも言えるわけです。

委員：淀川では総自然流量の60%が利用されています。他の日本の大川が20~30%だということと比べてみても、これは非常に高い数値です。ほぼ限界なのではないでしょうか。しかしだからといって「水が足りないなら、新たに水資源開発を行おう」という考え方をするのはなく、これまでの需要構造を見直す必要があります。それから、「取水の限界」というものは、自然流量を考えれば自ずとその数値が出てくるでしょう。また、需要サイドの構造分析をやってもらいたい。

河川管理者：水需要管理へと転換していくとすると、ある程度の渇水時には市民に不便を強いることになると思います。従って、この転換を打ち出すためには、現状において何が問題なのか、淀川には豊富な水が流れているのになぜ限度量が必要なのか、これを明確に説明しなければ、市民も水道事業者も納得しないでしょう。

例えば、3-4環境に「河川に特有の生物・生態系を維持するために必要かつ十分な流量を確保する」とあります。現在は、必要十分な水量やその変動がもう流れていないのかと。必要十分な水量や変動とするためには、今の水資源開発の状況からいくと自ずから取ってもよい水量が限られてくると言うことでしょうか。

部会長：「取水の限界」の根拠は、まさに生物・生態系の維持にあります。まず、生物・生態系の維持のために必要な流量を優先的に確保する、そして残った分について、従来の利水のために使う。こういった考え方を「限界」として表現しています。ただ、どの河川がどの部分の流量が不足しているのか等については、具体的な検討には至っていません。これは今後の部会の課題だと思っています。

委員：現在の水需要構造を再分析してはじめて新しい需要計画が成り立つと思います。これを是非河川整備計画に盛り込んで欲しいと思います。例えば、農業用水の慣行水利権の正確な把握や今後の人口動態予測に沿った見直しが重要です。

河川管理者：今回の転換は、供給量をまず抑えようということだと思っております。その限度内において、水を利用しよう、或いは節水しようということだと思っております。だとすれば、合理的・科学的な水需要をもう一度行うことが必要でしょうか。

委員：供給制限をするとは言っていません。

委員：降った雨は一定ですから、供給量に限界があります。現在の淀川は限界か、それを超え

ていると思います。今のご意見は具体的な技術の話がされていると思いますが、この中間とりまとめでは、水には限界があり、供給できる量に限界があるという供給面から見た基本的な考え方について述べられています。

委員：現時点で実現可能で利口な選択は、もう一度需要構造を見直して需要を中心とした管理体制をつくるということだと思います。供給側から利水の総量規制を行うことは非常に難しいと思っています。

部会長：実は、部会でも統一した見解が得られているわけではないのです。例えば、水需要管理についても、各委員が抱いているイメージは少しずつ違っているのです。しかし、水需要管理という基本的な転換については、中間とりまとめにはっきりと示しています。これを各論としてどう具体化していくのか、今後は議論をより発展させて、統一した見解を導き出す必要があるでしょう。

河川管理者：河川管理者の水需要の算定がこれまでずさんだったから、これを見直していかなければならない、この需要側からの見直しは、当たり前の話としてよくわかります。しかし、供給側から水の限度量を決めて、その限度量の中で利水を考える、或いは場合によっては節水するというやり方は、まったく反対のアプローチだと思うのですが、いかがでしょうか。

部会長：実を言うと、私はそれほど違っているとは思いません。というのも、やはり供給できる水には限界があり、この「取水の限界」を考慮した上で、需要も厳しく見直すということだと思うからです。それから、節水に関してですが、これまでは湯水対策としての節水は実施してきました。しかし、水需要管理のための節水は実施したことはありません。同じ節水でも従来とは全く違う節水なのです。これはとても大切なことだと思っています。

河川管理者：生物・生態系維持のための絶対的な流量が不足しているのでしょうか。そうではなく、水位変動がなくなっていること自体が問題なのではないでしょうか。実は、どちらかによって、今後の対応がずいぶん違ってきます。例えば、前者だとすれば、水量確保のために新たに施設をつくらなければならないということにもなります。ですから、今後もこの問題については引き続きご議論をお願いしたいと思います。

委員傍聴者：ご参考までに申し上げます。「取水の限界」に関してですが、琵琶湖部会中間とりまとめでは、「琵琶湖の水位管理においては、その矛盾を踏まえ、自然の季節的变化が基本となるようにし」と述べています。つまり、季節的变化をまず基本として、利水のための水位操作等を行っていくというようなことが議論の対象となっています。

委員：しかし、琵琶湖総合開発で琵琶湖をダム化したわけですから、季節的变化に任せれば、琵琶湖の水位は夏に高く、冬に低い。これを琵琶湖総合開発によって、洪水に備えて夏の水位を下げることにしたわけですから、現在の琵琶湖の運用と季節的变化は矛盾しているわけですね。この部分については、今後、議論をして整合性をとっていかねばならないでしょう。



説明資料一覧

配布資料リスト

資料リスト		資料請求 No
議事次第		Y15-A
資料1 - 1	第10回委員会（2002.4.26開催）結果概要（暫定版）	Y15-B
資料1 - 2	第11回委員会（2002.5.15開催）結果報告	Y15-C
資料1 - 3	委員会中間とりまとめに対する河川管理者からの質問020515	Y15-D
資料1 - 4	委員会中間とりまとめ（確定版020509）に関する委員と河川管理者との意見交換	Y15-E
資料2 - 1	淀川部会中間とりまとめ（確定版020514）	Y15-F
資料2 - 1補足	淀川部会中間とりまとめの経緯	Y15-G
資料2 - 2	淀川部会中間とりまとめに対する河川管理者からの質問020515	Y15-H
資料2 - 3	河川管理者からの質問に対する各委員からの回答案	Y15-I
資料2 - 4	淀川部会「論点別ワーキンググループ」について	Y15-J
資料2 - 4補足	欠席される委員からのご意見	Y15-K
資料3 - 1	シンポジウム開催概要	Y15-L
資料3 - 2	住民意見聴取の試行の案	Y15-M
資料3 - 3	5月～12月の会議日程について	Y15-N
資料4	第14回淀川部会における委員発言に対応する資料	Y15-O
資料5 - 1	情報共有のための資料：寺田部会長からの提供資料「河川行政の転換を求める決議」	Y15-P
資料5 - 2	情報共有のための資料：荻野委員からの提供資料「溜池の現在-都市化のなかの平野の溜池」	Y15-Q
資料5 - 2追加	淀川部会参考資料 水需要管理・水利権WG：荻野委員からの提供資料	Y15-R
参考資料1	第14回淀川部会（2002.4.5開催）結果概要（暫定版）	Y15-S
参考資料1補足1	第1回合同勉強会（2002.4.11開催）結果概要（暫定版）	Y15-T
参考資料1補足2	第2回淀川部会検討会（2002.5.11開催）結果報告	Y15-U
参考資料1補足3	第3回淀川部会検討会（2002.5.18開催）結果報告	Y15-V
参考資料2	委員および一般からの意見	Y15-W

注1：紙面の都合上、資料内容は省略しています。資料をご覧になりたい方はP.11の「当日資料の閲覧・入手方法」をご覧ください

注2：「 」のついた資料は原本はカラーとなっておりますが一般傍聴者には白黒コピーを配付した資料です。ホームページでは、カラーで閲覧頂けます。

これまで開催された委員会および部会等について

第15回淀川部会(平成14年5月27日)までに、以下の会議が開催されています。

	会 議	開 催 日		会 議	開 催 日
委 員 会	第1回委員会	平成13年2月1日(木)	淀 川 部 会	第1回 淀川部会	平成13年5月9日(水)
	第2回委員会	平成13年4月12日(木)		第2回 淀川部会(現地視察)	平成13年6月2日(土)
	第3回委員会	平成13年6月18日(月)		第3回 淀川部会	平成13年7月6日(金)
	第4回委員会	平成13年7月24日(火)		第4回 淀川部会(現地視察)	平成13年8月9日(木)
	第5回委員会	平成13年9月21日(金)		第5回 淀川部会(現地視察)	平成13年8月11日(土)
	第6回委員会	平成13年11月29日(木)		第6回 淀川部会(現地視察)	平成13年8月19日(日)
	第7回委員会	平成14年2月1日(金)		第7回 淀川部会	平成13年9月10日(月)
	第8回委員会	平成14年2月21日(木)		第8回 淀川部会	平成13年10月31日(水)
	第9回委員会	平成14年3月30日(土)		第9回 淀川部会	平成13年11月26日(月)
	第10回委員会	平成14年4月26日(金)		第10回 淀川部会	平成13年12月17日(月)
	第11回委員会	平成14年5月15日(月)		第11回 淀川部会 (意見聴取の会含む)	平成14年1月26日(土)
琵琶 湖 部 会	第1回 琵琶湖部会	平成13年5月11日(金)		第12回 淀川部会	平成14年2月5日(火)
	第2回 琵琶湖部会(現地視察)	平成13年6月8日(金)		第13回 淀川部会	平成14年3月14日(木)
	第3回 琵琶湖部会(現地視察)	平成13年6月25日(月)		第14回 淀川部会	平成14年4月5日(金)
	第4回 琵琶湖部会	平成13年8月22日(水)	第1回 猪名川部会	平成13年5月23日(水)	
	第5回 琵琶湖部会	平成13年10月12日(金)	第2回 猪名川部会(現地視察)	平成13年6月7日(木)	
	第6回 琵琶湖部会	平成13年11月1日(木)	第3回 猪名川部会(現地視察)	平成13年6月21日(木)	
	第7回 琵琶湖部会(現地視察)	平成13年11月20日(火)	第4回 猪名川部会	平成13年8月7日(火)	
	第8回 琵琶湖部会	平成13年12月21日(金)	第5回 猪名川部会	平成13年10月9日(火)	
	意見聴取の試行のための会	平成13年12月21日(金)	第6回 猪名川部会	平成13年12月18日(火)	
	第9回 琵琶湖部会	平成14年1月24日(木)	第7回 猪名川部会	平成14年1月18日(金)	
	第10回 琵琶湖部会 (意見聴取の会含む)	平成14年2月19日(火)	第8回 猪名川部会 (意見聴取の会含む)	平成14年1月27日(日)	
	第11回 琵琶湖部会	平成14年3月13日(水)	第9回 猪名川部会	平成14年2月15日(金)	
	第12回 琵琶湖部会	平成14年4月7日(日)	第10回 猪名川部会	平成14年3月4日(月)	
第13回 琵琶湖部会	平成14年5月12日(日)	そ の 他	設 立 会	平成13年2月1日(木)	
			発 足 会	平成13年2月1日(木)	
			第1回 合同懇談会	平成13年2月1日(木)	

当日資料の閲覧・入手方法

以下の方法で資料の全文を閲覧、または入手することができます。

ただし、以下の点にご注意下さい。

- ・当日会場で部数の関係上、一般傍聴者に配付されなかった資料は、閲覧のみ可能とさせていただきます。
- ・当日会場で一般傍聴者に配付された資料で原本がカラーの資料は、白黒での提供となります。カラーの資料を希望される場合にはコピー代を実費でいただきます。なお、カラー資料についてはホームページ等での閲覧は可能です。

ホームページ

会議で使用した資料は、ホームページで公開しております。アドレスは以下の通りです。

<http://www.yodoriver.org>



郵送

郵送による資料の送付を希望される方には、送料実費にて承っております。(希望部数が多い場合、またカラーの資料を希望される場合はコピー代も実費でいただきますので、予めご了承ください。)

ご希望の方は、別紙の「FAX送信票」にご記入のうえ、FAXまたは郵送で庶務までお申し込みください。

閲覧

資料の閲覧を希望される方は、庶務までご連絡ください。

別紙

淀川水系流域委員会
ご意見用 F A X 送信票

FAX:06-6341-5984

淀川水系流域委員会 庶務宛
((株)三菱総合研究所 関西研究センター 桐山、森永、北林)

1. 淀川水系流域委員会へのご意見をご記入ください。

寄せられたご意見は公表させていただく場合がございます。公表に支障がある場合にはその旨も併せてご記入いただきますよう、お願いいたします。

ご意見を公表する場合には、団体・会社名(または居住地)とお名前も公表いたしますので予めご了承ください。

2. 下記にご記入下さい。

下記にご記入いただいた個人情報については、上記の意見の公表および希望された方への案内状等の送付のみに使用させていただきます。

団体・会社名()

ご住所(〒)

TEL ()

E-Mail ()

お名前()

3. 淀川流域委員会では、一般の方を対象としたイベントを度々行っております。

案内状等の送付を希望されますか？

希望する 希望しない

別紙

淀川水系流域委員会傍聴申込
および資料請求用 F A X 送信票

FAX:06-6341-5984

淀川水系流域委員会 庶務宛
((株)三菱総合研究所 関西研究センター 桐山、森永、北林)

1. 委員会または部会への傍聴を希望される方は、下記に希望する会議の名称と開催日をご記入下さい。

会議開催の4日前までに傍聴を受け付けた場合は「受付のお知らせ」ハガキをお送りします。
会議のお知らせは、「会議開催のお知らせ」のチラシ、ホームページ等を参照下さい。

開催日 例) 月 日	会議名 例) 第 回淀川部会		

2. 委員会、部会等で提出された資料の郵送を希望される方は、各会議の説明資料一覧をニュースレター、ホームページ等で参照いただき、下記に送付を希望する資料の提出された会議名称、資料請求 Noと資料名、必要な部数をご記入下さい。

会議名称 例) 第6回淀川部会	資料請求 No 例) Y05-E	資料名 例) 資料3-2 現状説明資料(淀川水系の京都府下7河川の漁業について)	部数 例) 1

3. 下記にご記入下さい。必ず ~ 全てにご記入下さい。下記にご記入いただいた個人情報については、上記の意見の公表および希望された方への案内状等の送付のみに使用させていただきます。

団体・会社名()

ご住所(〒)

TEL ()

E-mail ()

お名前(複数名での傍聴を申し込まれる場合には、全ての方のお名前をお書き下さい。)

4. 淀川流域委員会では、一般の方を対象としたイベントを度々行っております。

案内状等の送付を希望されますか？

1. 希望する 2. 希望しない

淀川水系流域委員会 淀川部会ニュース No.15

2002年6月発行

【編集・発行】淀川水系流域委員会

【連絡先】淀川水系流域委員会 庶務

株式会社 三菱総合研究所 関西研究センター

.....
研究員：新田、柴崎、桐畑

事務担当：桐山、森永、北林

〒530-0003 大阪市北区堂島2-2-2(近鉄堂島ビル7F)

TEL:(06)6341-5983 FAX:(06)6341-5984

E mail:k-kim@mri.co.jp

流域委員会ホームページアドレス

<http://www.yodoriver.org>

ニュースレターは以下の機関でも配布しています。

国土交通省 近畿地方整備局 / 淀川工事事務所 / 琵琶湖工事事務所 / 大戸川ダム工事事務所 / 淀川ダム統合管理事務所 / 猪名川工事事務所 / 猪名川総合開発工事事務所 / 木津川上流工事事務所 / 水資源開発公団 関西支社 / 滋賀県 土木交通部河港課 / 京都府 土木建築部河川課 / 大阪府 土木部河川室 / 兵庫県 土木部河川課 / 奈良県 土木部河川課 / 三重県 伊賀県民局 等

* ニュースレターは最新号、バックナンバーともに、ホームページでもご覧頂けます。